本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（法律第四九号）（総務省）

1　個人の道府県民税の所得割の納税義務者が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成二四年三月三一日までの間に、手当金等の交付により生じた所得に係る道府県民税の所得割の額として政令で定める額を免除することとした。（第一条第一項関係）

2　個人の市町村民税の所得割の納税義務者が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成二四年三月三一日までの間に、手当金等の交付により生じた所得に係る市町村民税の所得割の額として政令で定める額を免除することとした。（第二条第一項関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（法律第五〇号）（財務省）

1　所得税及び法人税の特例

個人又は法人が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成二四年三月三一日までの期間内に、手当金等（家畜伝染病予防法第五八条の規定による手当金、口蹄疫対策特別措置法第六条第九項の規定による補てん金その他これらに類するものとして政令で定める補助金又は給付金をいう。以下同じ。）の交付を受けた場合には、当該交付を受けた手当金等について、税制上、次の特例措置を講ずることとした。

㈠　個人が交付を受けた手当金等については、当該手当金等の交付を受けた日の属する年分の当該交付により生じた所得に対する所得税を免除することとした。（第一条第一項関係）

㈡　法人が交付を受けた手当金等については、当該手当金等に係る利益の額に相当する金額は、当該交付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとした。（第二条第一項及び第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律施行令（政令第二一一号）（総務省）

1　手当金等の交付により生じた所得の金額及び当該所得に係る道府県民税及び市町村民税の所得割の額として免除する額の計算方法について定めることとした。（第一条第一項及び第二項並びに第二条第一項及び第二項関係）

2　手当金等の交付により生じた所得に係る所得割の課税の特例は、申告書に当該所得の金額の計算に関する明細書等の書類を添付した場合に限り、適用することとした。（第一条第三項及び第二条第三項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令（政令第二一二号）（財務省）

1　所得税及び法人税の特例

所得税及び法人税の特例措置について、次の細目等を定めることとした。（第一条及び第二条関係）

㈠　家畜伝染病予防法の手当金と併せて交付される補助金の要件は、農林水産大臣が指定する地方公共団体が家畜等の評価額の五分の一に相当する金額を交付するものであることとした。

㈡　特例措置の対象となる補助金又は給付金は、平成二二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するために交付される補助金又は給付金であって農林水産大臣が財務大臣と協議して指定するものとした。

㈢　所得税の特例の対象となる免税所得の金額は、手当金等の額の合計額から当該手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る損失の額及び費用の額の合計額を控除した金額とした。

㈣　所得税の特例により免除される所得税の額は、その年分の総所得金額に係る所得税の額から免税所得の金額がないものとして計算した場合における総所得金額に係る所得税の額を控除した金額とした。

㈤　法人税の特例の対象となる損金の額に算入されることとなる金額に相当する手当金等に係る利益の額は、その手当金等の額の合計額からその手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る原価の額、費用の額及び損失の額の合計額を控除した金額とした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

法律第四十九号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律

御名御璽

平成二十二年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

（個人の道府県民税の特例）

第一条　道府県は、個人の道府県民税の所得割の納税義務者が、口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けた場合には、当該納税義務者のその交付を受けた日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税については、当該手当金等の交付により生じた所得に係る道府県民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

2　前項の規定は、都について準用する。この場合において、同項中「道府県」とあるのは「都」と、「道府県民税」とあるのは「都民税」と読み替えるものとする。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（個人の市町村民税の特例）

第二条　市町村は、個人の市町村民税の所得割の納税義務者が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に、手当金等の交付を受けた場合には、当該納税義